

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和7年5月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康医療 政策課	248-6004	保健衛生情報システム端末更改 対応業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	1,733,600	R7.5.9	<p>当該業務は、保健衛生情報システムで現在使用している端末等の入替に対応するものであり、新しい端末等に現行の端末と同様の設定を行う必要がある。そのためには、当該システムの設計等についての詳細な知識をもち、また、現行端末の当該システムに関する設定内容を熟知している必要があるため、当該システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、端末等の設定誤りや設定漏れにより、対象者の抽出ができず、健診の案内ができなくなるなど事業実施に支障をきたし、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を委託することはできない。</p> <p>以上のことから、本業務については、当該システムを構築した富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外では適正な履行ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	健康医療 政策課	248-6004	公害補償給付システム移行デー タ作成業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	3,283,500	R7.5.12	<p>本業務は、公害補償・医療給付情報システム(以下「現行システム」という。)のデータベースから、公害補償給付システムに係るデータのみを再構築するデータベースへ移行するため、現行システムから移行データの抽出、作成を行う業務である。本業務を適正に履行するためには、サーバの構成やデータベースの仕様など、現行システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、現行システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、データの抽出漏れや移行データに起因する不具合が生じる恐れがあり、公害補償給付等の通知や算出誤りなど市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、現行システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	